

## 平成24年稲敷市農業委員会第12回総会

〔12月25日〕

- 
- |       |   |
|-------|---|
| 日程 1  | 会議録署名委員の指名について                              |
| 日程 2  | 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について       |
| 日程 3  | 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化調整区域内の農地転用届出について |
| 日程 4  | 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化調整区域内の農地転用届出について |
| 日程 5  | 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の合意解約通知について    |
| 日程 6  | 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定，移転の許可について           |
| 日程 7  | 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願に対する証明書の交付について        |
| 日程 8  | 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について        |
| 日程 9  | 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について        |
| 日程 10 | 議案第5号 現況証明願いに対する証明書の交付について                  |
| 日程 11 | 議案第6号 農地改良協議に対する同意について                      |
| 日程 12 | 議案第7号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について<br>(利用権設定)    |
| 日程 13 | 議案第8号 稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について<br>(利用権転貸)    |

---

### 本日の会議に付した事件

- |      |                |
|------|----------------|
| 日程 1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程 2 | 報告第1号          |
| 日程 3 | 報告第2号          |
| 日程 4 | 報告第3号          |
| 日程 5 | 報告第4号          |
| 日程 6 | 議案第1号          |
| 日程 7 | 議案第2号          |

- 日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号  
日程10 議案第5号  
日程11 議案第6号  
日程12 議案第7号  
日程13 議案第8号
- 

#### 出席委員

1番	宮本昇君	17番	井戸賀吉男君
3番	蛭原一君	18番	山口幸一君
4番	村山文雄君	19番	宮本善助君
5番	篠崎惣壽君	20番	保科進君
6番	松本文雄君	21番	清原寿君
7番	吉岡一仁君	22番	加納昭君
8番	川島昇君	23番	飯塚恒雄君
10番	千勝忠君	24番	飯田稔君
11番	山崎健一君	25番	濱田昭一君
12番	坂本富男君	26番	沖野谷秀雄君
13番	秋本精一君	27番	永長秀敏君
14番	篠崎文夫君	28番	澤邊雅之君
15番	坂本一雄君	29番	遠藤一行君
16番	古澤真和君	30番	糸賀泰夫君
		31番	山下恭一君
		32番	高須一郎君

---

#### 欠席委員

2番	関口邦子君	9番	小貫和子君
----	-------	----	-------

---

#### 出席説明員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

---

○会長（加納 昭君） 諸般の報告

1 1月29日（木） 稲敷市長への建議書提出  
出席者 加納 昭会長，秋本精一会長代理  
濱田昭一委員，沖野谷秀雄委員  
篠田惣壽委員，森川春樹事務局長

1 2月6日（金） 全国農業委員会会長代表者集会  
日比谷公会堂  
出席者 加納 昭会長

---

午後3時7分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから平成24年12月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。

これからの議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（加納 昭君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は2番，関口邦子委員，9番，小貫和子委員の2名であります。よって、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君） 最初に、会議録署名人の指名を行います。  
お諮りいたします。署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） はい、異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は24番，飯田 稔委員，25番，濱田昭一委員の両名を指名いたします。

## 日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」でございます。

受理番号1番、信太古渡字居下ほか1地区、田2筆、畑1筆、計3筆、1,176平方メートルでございますが、平成18年12月18日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号2番、松山字遠原ほか1地区、畑2筆、17,761平方メートルでございますが、平成24年8月8日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号3番、江戸崎字外浦ほか4地区、田6筆、畑1筆、計7筆、13,723平方メートルでございますが、平成24年7月5日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号4番、太田字柳渕、田1筆、3,990平方メートルでございますが、平成24年7月5日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号5番、椎塚字枯サクラほか12地区、田5筆、畑15筆、計20筆、25,681平方メートルでございますが、平成24年10月8日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号6番、蒲ヶ山字ヲモ子向、畑1筆、575平方メートルでございますが、平成24年3月18日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

受理番号7番、上君山字岡ノ谷ほか10地区、田10筆、畑19筆、計29筆、39,431平方メートルでございますが、平成24年11月2日、被相続人の死亡により取得したものです。権利の取得者は自作地として耕作しており、農業委員会によりあっせん等の希望は無いものであります。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願ひし

ます。

---

**日程 3 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化調整区域内の農地転用届出について**

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第4条第1項第7号の規定による市街化調整区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長。

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化調整区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字門前前，田1筆，238.08平方メートルでございますが，申請地に木造2階建て，延床面積110.96平方メートル，建築面積59.62平方メートルの自己住宅1棟を建築するものです。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

---

**日程 4 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化調整区域内の農地転用届出について**

○議長（加納 昭君）続きまして報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化調整区域内の農地転用届出について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）3ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化調整区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、柴崎字居鑓，田1筆，814平方メートルでございますが，申請地を取得して，会社の駐車場敷地を拡張するものでございます。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので，ご承認のほどよろしく願います。

日程 5 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知  
について

○議長（加納 昭君）続きまして報告第4号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について」を議題といたします。

事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）6ページをお開き願います。

報告第3号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、八筋川字八郎田、田2筆、5,012平方メートルございますが、耕作者の都合により、合意解約するものでございます。

受理番号2番、本新、畑1筆、1,983平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願いたします。

---

日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）7ページをお開き願います。

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定移転の許可についてでございます。売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転1件、使用貸借権3件の計5件でございます。

受理番号1番、浮島字妙技、田1筆、998平方メートルについてでございますが、渡人は離農するため申請地付近に耕作地のある受人に譲渡するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、月出里字田中橋、外1地区、田1筆、畑1筆、計2筆、計4,586平方メートルについてでございますが、渡人は後継者へ贈与するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番, 四箇字山来, 外2地区, 畑3筆, 計1, 373平方メートルについて及び  
受理番号4番, 上馬渡字三角前, 畑1筆, 505平方メートルについて及び

受理番号5番, 上馬渡字白山前ほか2地区, 畑6筆, 計4, 019平方メートルについてでございますが, 渡人は相対で貸している農地に使用貸借権を設定するものであります。調査の結果は報告書のとおりで, 農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり, 受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお, 添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。以上で議案第1号の受理番号1番から受理番号5番の説明を終わります。

○議長(加納 昭君) 事務局の説明でございましたが, 調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について保科委員より報告をお願いします。

○20番(保科 進君) 20番保科です。受理番号1番について報告いたします。12月20日に受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく, 違反転用もありません。農機具の所有状況でありますがトラクター, 田植機, コンバイン, 乾燥機各1台を所有しております。農作業従事日数200日, 経営面積185アールであります。周辺の農地に支障があると認められません。以上調査の結果, 買受人となる4つの要件をすべて満たしており, 報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(加納 昭君) 次に受理番号2番について清原委員より報告をお願いいたします。

○21番(清原 寿君) 21番清原です。受理番号2番について報告いたします。さる, 12月21日に山下委員と受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻, 落花生等を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく, 違反転用もありません。農機具の所有状況でありますがトラクター1台, 田植機1台, コンバイン1台, 乾燥機1台, さらに業務用トラック1台を所有しております。農作業従事日数180日であります。経営面積77アールであります。また, 他に相対での耕作面積50アールほど耕作しており合計は127アールの経営面積であります。周辺の農地の農業上の効率的かつ利用に支障があると認められません。以上調査の結果, 買受人となる4つの要件をすべて満たしており, 報告書のとおり間違いなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長(加納 昭君) 次に受理番号3番から5番について, 糸賀泰夫委員より報告願います。

○30番(糸賀泰夫君) 30番糸賀です。受理番号3番, 4番, 5番について報告いたします。12月21日に受人の調査をし, 申請内容に間違いがないことを確認しました。受人の所有する農地はありませんが, 地権者と相対で借りた耕作放棄地を5年ほど前から約7,000平方メートルの農地でそば, 麦を栽培しております。以前は両親とともに農業をしていた経験もあり新規就農者に該当しないと考えられます。農機具の所有状況でありますがトラクター1台, 耕運機1台, コンバイン1台, 軽トラック1台を所有しております。

す。農作業従事日数については70日であります。農業経営面積は合計で58アールとなります。周辺の農地利用に支障はありません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおり間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程 7 議案第2号 農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。井戸賀係長。

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）8ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付についてでございます。関東信越国税局が行う公売物件に対する買受適格証明願の交付について2件でございます。

受理番号1番、上根本字池田ほか1地区、田9筆、計7、193平方メートルについてでございますが、受人は、まとまった面積で耕作できる農地を探していた為、買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、上根本字羽黒下ほか2地区、田11筆、計8、513平方メートルについてでございますが、受人は、農業経営規模拡大の為、買受を希望しました。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。以上で議案第2号の受理番号1番から受理番号2番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について山口委員より報告をお願いします。



○18番（山口幸一君）18番山口です。受理番号1番について報告いたします。12月21日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況でありますがトラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積は89アールであります。周辺の農地等に支障があると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおりで間違いなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。つづきまして

受理番号2番について報告いたします。12月21日に事務局が受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、落花生、ゆずを栽培している農業者であります。所有の農地については休耕地もなく、違反転用地もありません。農機具の所有状況でありますがトラクター1台を所有し、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機各1台を共同で所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積は107アールであります。周辺の農地に支障があると認められません。以上調査の結果、買受人となる4つの要件をすべて満たしており、報告書のとおりで間違いなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めません。質疑ありませんか、質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第2号、「農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、本案は、申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程8 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定 について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）9ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、西代字東田、畑1筆770平方メートルについてでございますが、申請

人は農業用倉庫兼作業用地として利用するものであります。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。倉庫は鉄骨平屋建て1棟、198.24平方メートルとなっております。なお申請地には、平成7年に許可を受けずに99.37平方メートルの倉庫が1棟、建築済みであります。始末書が添付されております。敷地内の上下水道はなし、雨水は自然浸透となっております。農地区分は第二種農地で、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

受理番号2番、西代字東田、田1筆、2,552平方メートルについてでございますが、申請人は貸駐車場用地として利用するものであります。駐車場は、付近のショッピングセンターの従業員用とし、自動車80台分を確保しております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。以前に集合住宅用地として転用許可を受けた土地であります。造成完了後に工事中断し、更地となっていた土地であります。農地区分は第二種農地で、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で議案第3号、受理番号1番から2番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま、事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番から2番について保科委員より報告をお願いします。

○20番（保科 進君）20番保科です。受理番号1番、2番包括して報告いたします。さる20日、関口委員及び事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果事務局の説明通りで間違いはなく、1番は農業用倉庫用地、2番は貸し駐車場用地として転用されており、今回の追認申請は、周辺の農地に迷惑のかからないことから問題はないと思われま。申請書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めません。質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより議案第3号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」の採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

日程9 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定  
について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）10ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定についてでございます。

受理番号1番、月出里字花指、畑1筆161平方メートルについてでございますが、申請人は自己住宅用地として利用するものであります。申請地は、市街化調整区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。住宅は鉄骨2階建て、総建築面積107.94平方メートルとなっております。上水道は公営水道、下水は合併浄化槽、雨水は自然浸透となっております。農地区分は第一種農地で、農地転用許可基準に該当するものと考えられます。以上で議案第4号、受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま、事務局の説明でございましたが、調査員の調査報告をお願いいたします。受理番号1番について清原委員より報告をお願いします。

○21番（清原 寿君）21番清原です。受理番号1番について、さる20日、山下委員及び事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく自己住宅用地として利用するもので、周辺農地に迷惑がかからないことから問題ないと思われまます。また、申請書類の確認もいたしましたが無問題でした。以上のことから農地転用許可基準を満たしており許可相当と考えられます。以上ご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めません。質疑ありませんか

〔(なし)との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第4号、「農地法第5条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」の採決をいたします。

本案は、申請のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程10 議案第5号 現況証明願いに対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第5号、「現況証明願いに対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査(高橋 渉君) 11ページをお開き願います。

議案第5号、現況証明願いに対する証明書の交付についてでございます。転用事実証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、押砂字前通、畑1筆、181平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成24年10月19日に農機具置場として利用する為、制限除外の届出がされています。

受理番号2番、西代字東田、田3筆、7、221平方メートルについての登記地目変更の為の転用事実証明書の交付でございます。平成13年10月16日付南総農政指令第16号、貸ポート置場及び貸中古重機展示販売場として許可を受けております。以上で、議案第5号の説明を終わります。

○議長(加納 昭君) ただいま事務局の説明でございましたが調査員の調査報告をお願いいたします。まず、受理番号1番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○12番(坂本富男君) 12番坂本です。受理番号1番について、さる20日、加納委員と沖野谷委員それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いはなく、転用目的通り農機具置き場として利用されていることを確認しました。添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。なお今日、午前中に碎石を搬入いたしました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(加納 昭君) 次に受理番号2番について保科委員より報告願います。

○20番(保科 進君) 20番保科です。受理番号2番について、さる20日、関口委員、加納委員、事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明通りで間違いはなく、転用目的の通り貸しポート置場、貸し重機置場、中古重機販売場の敷地として利用されていることを確認しました。また、添付書類の確認をしましたが、問題ありませんでした。よろしくご審議、お願いいたします。

○議長(加納 昭君) これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第5号「現況証明願いに対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり証明書を交付することを決定いたしました。

---

## 日程11 議案第6号 農地改良協議に対する同意について

○議長(加納 昭君) 続きまして、議案第6号、「農地改良協議に対する同意について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局主査(高橋 渉君) 12ページをお開き願います。

議案第6号、農地改良協議に対する同意についてでございます。平成24年12月13日受理、上之島字上之島、田1筆、3042平方メートルの内130平方メートルを埋立てし、育苗ハウスとして利用する計画です。現在ある育苗ハウスを、新設した農業用倉庫の隣に移設し、作業効率を上げるため行うものです。埋め立てする土砂は、現在利用している育苗ハウス部分の土60立方メートルで、40センチメートル埋立てする計画です。以上で議案第6号の説明を終わります。よろしく、ご審議願います。

○議長(加納 昭君) ただいま事務局の説明でしたが、改良協議については調査員の調査報告がいないということなので、これより質疑を認めます。質疑ありませんか

〔(なし) との声あり〕

○議長(加納 昭君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農地改良協議に対する同意について」を採決いたします。本案は申請のとおり同意することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。よって本案は申請のとおり同意することに決定いたしました。

○29番(遠藤一行君) 29番遠藤です。退席したいのですが、よろしいですか

○議長(加納 昭君) はい、認めます。

〔遠藤一行委員退室〕

---

## 日程12 議案第7号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長(加納 昭君) 続きまして議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」を議題といたします。なお、議事参与の制限に該当する案件がございますので、事務局は受理番号31番を除いて説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐(飯島伸生君) よろしく願います。13ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が5件、26筆、54、699平方メートル、再設定が26件、122筆、196、928.24平方メートル、合計31件、148筆、251、627.24平方メートルについての利用権の設定です。

受理番号1番、押砂字上野ほか1地区、田11筆、18、126平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営

面積793アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号2番、結佐字下結佐、田1筆、3,001平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積861アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数300日の認定農業者です。

受理番号3番、上須田字上須田、田7筆、7,622平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積840アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、190日の認定農業者です。

受理番号4番、太田字中郷ほか1地区、田2筆、10,212平方メートル、

受理番号5番、柴崎字居下、田3筆、9,755平方メートル、いずれの2件は、再設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積367アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、220日の農業者です。

受理番号6番、八筋川字八郎田、田1筆、5,105平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が5年、小作料は、玄米1.5俵、設定を受ける者は、経営面積784アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、170日の認定農業者です。

受理番号7番、下太田字池下ほか3地区、田4筆、畑1筆、計5筆、16,498平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積416アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の認定農業者です。

受理番号8番、佐原組新田字佐原組、田4筆、4,785平方メートル、

受理番号9番、佐原組新田字佐原組、田31筆、31,600平方メートル、いずれの2件は、再設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は玄米3俵、設定を受ける者は、経営面積2,756アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

15ページをお願いします。

受理番号10番、六角字壺番割ほか1地区、田4筆、6,922平方メートル、再設定で、利用目的は、稲、期間は1年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積688アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号11番、上須田字上須田、田2筆、6,806平方メートル、再設定で、利用目的は、稲、期間は7年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積1,582アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号12番、結佐字下結佐、田3筆、4,852平方メートル、再設定で、利用目的は、稲、期間は4年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積448アールの水稲を作付けする農家で、農作業従事日数、160日の認定農業者です。

受理番号13番、浮島字池下ほか2地区、田6筆、8,724平方メートル、再設定で、利用目的は、稲、期間は10年、小作料は、玄米1.5俵、2.5俵があります。

受理番号14番、浮島字池下ほか1地区、田3筆、3,136平方メートル、再設定で、

利用目的は、稲とレンコン、期間は10年、小作料は、玄米1.5俵、

受理番号15番、浮島字西ノス、田8筆、8,340平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は、玄米2俵、いずれの3件の設定を受ける者は、経営面積1,267アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、250日の認定農業者です。

17ページをお願いします。

受理番号16番、伊佐部字伊佐部、田18筆、3,478.24平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米150キロメートル、設定を受ける者は、経営面積514アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の認定農業者です。

受理番号17番、町田字水押、田1筆、2,022平方メートル、

受理番号18番、町田字水押、田2筆、4,951平方メートル、いずれの2件は再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積410アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号19番、本新、田1筆、1,984平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が3年、小作料は、玄米1.5俵、設定を受ける者は、経営面積300アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の農業者です。

受理番号20番、上之島字上ノ島、田4筆、8,613平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2俵、設定を受ける者は、経営面積365アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、150日の農業者です。

受理番号21番、町田字新利根添ほか2地区、田4筆、8,520平方メートル、再設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積501アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、160日の認定農業者です。

受理番号22番、釜井字後田、田1筆、214平方メートル、

受理番号23番、佐原組新田字釜井ほか1地区、田2筆、2,508平方メートル、

受理番号24番、釜井字前田ほか1地区、1,358メートル、

受理番号25番、佐原組新田字釜井ほか1地区、2,576メートル、

19ページをお願いします。

受理番号26番、佐原組新田字釜井ほか1地区、田2筆、1,016平方メートル

受理番号27番、伊佐部字伊佐部ほか1地区、田5筆、9,753平方メートル、いずれの6件は、再設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米2.5俵、設定を受ける者は、経営面積3,629アールの水稻を作付けする農業生産法人です。

受理番号28番、浮島字妙岐ほか1地区、田1筆、畑1筆、計6筆、20,905平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は、玄米1.5俵と2俵があります。

受理番号29番, 本新, 田1筆, 畑1筆, 計2筆, 16, 200平方メートル,  
受理番号30番, 本新, 田1筆, 畑1筆, 計2筆, 16, 980平方メートル, いずれ  
の2件は, 利用目的が, 稲, 期間が6年, 小作料は, 玄米2俵, 受理番号28番から30  
番まで, 3件の設定を受ける者は, 経営面積2,054アールの水稻を作付けする農家で,  
農作業従事日数, 300日の認定農業者です。

以上, 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説  
明を終わります。

よろしく, ご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか, 質疑ありませんか

○6番(村山文雄君) 6番村山です。受理番号17番, 18番の設定をする者の名前が同  
じなのに分ける必要があるのか, 分ける理由があるのか

○農業委員会事務局補佐(飯島伸生君) はい, 受理番号17番については相続人代表で,  
受理番号18番は自己所有と言うことで, 所有権の違いで分けたものです。それだけです。

○6番(村山文雄君) はい, わかりました。

○議長(加納 昭君) よろしいですか, その他質疑ありますか, ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○議長(加納 昭君) それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第7号, 「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について(利用権設定)」  
を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(加納 昭君) 賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長(加納 昭君) 続きまして議案第7号, 受理番号31番ですが, 農業委員会等に関  
する法律第24条の議事参与の制限規定に古澤真和委員が該当しますので, 16番, 古澤  
真和委員の退室を求めます。

〔古澤真和委員退室〕

○議長(加納 昭君) それでは, 事務局の説明をお願いします。

飯島事務局長補佐

○農業委員会事務局長補佐(飯島伸生君)

受理番号31番, 太田字浮添, 田1筆, 5, 005平方メートル, 新規設定で, 利用目  
的が, レンコン, 期間は, 10年, 小作料は玄米, 2表, 設定を受ける者は, 経営面積5  
59アールの水稻を作付けする農家で, 農作業従事日数, 300日の認定農業者です。

以上, 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。  
説明を終わります。

よろしく, ご審議をお願いいたします。

○議長(加納 昭君) これで説明を終了いたします。



これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。  
これより議案第7号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」、受理番号31番を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。  
審議が終了しましたので、16番、古澤真和委員の入室を許可いたします。

〔古澤真和委員入室〕

---

### 日程13 議案第8号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について （利用権転貸）

○議長（加納 昭君） 続きまして議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

飯島補佐

○農業委員会事務局長補佐（飯島伸生君）

議案第8号、「稲敷市農地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」です。  
今回は、再設定2件、稲敷市農業公社を介しての転貸です。

受理番号1番、阿波字阿波、田1筆、3,198平方メートル、再設定で、利用目的は、稲、期間は3年、小作料は22,000円、転貸を受ける者は、主に稲を作付する農業者で、経営面積は766アール、農業従事日数、250日の認定農業者です。

受理番号2番、堀之内字堀之内ほか2地区、田3筆、8,031平方メートルについて、稲敷市農業公社を経由して転貸をするものです。再設定で、利用目的は、稲、期間は3年、小作料は22,000円、転貸を受ける者は、主に稲を作付する農業者です。経営面積は341アール、農業従事日数は、200日です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） これで説明を終了いたします。

これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第8号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権転貸）」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議いただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句，数字，その他の整理を要する件については，その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）それでは，異議なしと認めます。

これをもちまして，平成24年12月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。御苦労さまでした。

午後4時閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する

議 長 加納 昭 ㊟

24番委員 飯田 稔 ㊟

25番委員 濱田 昭一 ㊟